

十日町市自主防災組織補助金交付要綱

平成29年2月6日

十日町市告示第19号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の防災意識の高揚と自主防災組織の強化を図るため、対象となる取組を実施する自主防災組織に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「自主防災組織」とは、市内の行政区等を単位として自主防災を目的として結成される団体であって、次に掲げる書類を市長に届け出たものをいう。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助対象経費の内容、補助金の交付の対象となる品目、補助金の額及び補助金の限度額は、別表に定めるとおりとする。

(補助対象要件)

第4条 次の各号に掲げる補助対象経費は、当該各号に掲げる要件を満たさなくてはならない。

- (1) 防災活動に要する経費 防災活動を行うに当たり、消防団、学校、事業所等の他の団体（以下「他団体」という。）と連携し、地域防災力の向上を図ること。
- (2) 防災資機材整備に要する経費 整備した防災資機材の一覧を作成し、他団体に提供し、整備した資機材の運用について連携すること。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、防災活動に要する経費にあっては十日町市自主防災組織補助金交付申請書（防災活動）（様式第1号）に第1号から第3号まで及び第5号に掲げる書類を添付し、防災資機材整備に要する経費にあっては十日町市自主防災組織補助金交付申請書（防災資機材整備）（様式第2号）に第3号から第5号までに掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 防災活動実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 年間活動計画書

- (4) 見積書の写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの
(申請回数等)

第6条 防災活動に要する経費に係る補助金の申請は、1組織につき1年度当たり1回とする。

2 防災資機材整備に要する経費に係る補助金の申請は、交付決定の年度から5年を経過するまでは再度申請を行うことができないものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、十日町市自主防災組織補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた自主防災組織(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を中止し、若しくは延期する場合又は補助事業の内容を変更する場合は、速やかに市長に報告するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業終了後30日以内に防災活動に要する経費にあつては十日町市自主防災組織補助金実績報告書(防災活動)(様式第4号)に第1号、第2号及び第6号に掲げる書類を添付し、防災資機材整備に要する経費にあつては十日町市自主防災組織補助金実績報告書(防災資機材整備)(様式第5号)に第3号から第6号までに掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 防災活動実施報告書(写真を含む。)
- (2) 収支決算書(領収書の写しを含む。)
- (3) 領収書の写し
- (4) 購入した防災資機材の写真
- (5) 整備した防災資機材台帳及び他団体への送付文
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書を受理したときは、内容の審査を行い、交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、十日町市自主防災組織補助金交付確定通知書(様式第6号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知があつたときは、速やかに十日町市自主防災組織補助金請求書(様式第7号)により市長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による補助金の請求があつたときは、補助事業者に対

して、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が虚偽その他不正の行為で補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(防災資機材の管理等)

第14条 補助事業者は、補助を受けた防災資機材を適正に維持管理するものとし、これを不当に処分し、又は第三者に譲渡してはならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年十日町市告示第36号)

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前になされた防災資機材整備に要する経費に係る補助金の申請は、この規則による改正後の十日町市自主防災組織補助金交付要綱第6条第2項の規定によりなされたものとみなす。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助対象経費の内容	補助金の交付の対象となる品目	補助金の額	補助金の限度額
防災活動に要する経費	訓練、講座開催、防災マップ作成、ワークショップ等	炊き出し材料、詰替用消火薬剤、発煙筒、LPガス、ガソリン、灯油、消火訓練用木材等の購入費、講師謝金、講師交通費、印刷製本費等	補助対象経費の2分の1（1,000円未満切捨て）	10,000円
防災資機材整備に要する経費	防災資機材の購入	消火器、ヘルメット、発電機、投光器、トランシーバー、コードリール、メガホン、ハンドマイク、テント、防水シート、リヤカー、ジャッキ、ロープ、車いす、救急セット、携帯用ラジオ、毛布、担架、給水タンク、AED等	補助対象経費の2分の1（1,000円未満切捨て）	100,000円